

千代田区区有地等活用検討会設置要綱

令和元年 11 月 1 日 31 千政施経発第 272 号

改正

令和 2 年 4 月 1 日 2 千政施経発第 73 号

令和 6 年 3 月 19 日 5 千政施経発第 551 号

令和 7 年 4 月 1 日 7 千政施経発第 15 号

令和 8 年 3 月 27 日 7 千政施経発第 1073 号

(設置)

第 1 条 区所有建物及び区所有地（以下「区有地等」という。）について情報収集、意見交換等を行い、中・長期的な観点から区有地等の利活用の方向性を全庁的に検討するため、千代田区区有地等活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区有地等の有効活用等に関する総合的な基本方針の策定及び変更に関すること。
- (2) 区有地等の取得及び処分の方方向性に関すること。
- (3) 未利用・暫定活用財産（利用に供していない又は本格利用の用途が決まるまでの間、暫定的な活用を行っている区有地等をいう。）の利活用の方向性に関すること。
- (4) 不動産の借受けに係る重要な案件の方方向性に関すること。
- (5) 区所有建物の再編（市街地再開発事業の施行に伴うものを含む。）に係る調整に関すること
- (6) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は検討会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 前項の場合において、委員長の職務を代理する副委員長は財産管理担当部長とする。

(検討会の招集等)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたとき、関係者の出席を求めることができる。

3 委員長は、緊急その他やむを得ない事情があるとする場合は、書面を各委員に送付して意見を求めることにより、検討会の開催に代えることができる。

(検討結果の付議要求)

第6条 委員長は、検討した事案が、千代田区首脳会議の設置及び運営に関する規程（平成13年千代田区訓令第7号）第3条第2項に規定する事項と認められる場合は、所管部長に首脳会議（同規程第1条に規定する会議をいう。）へ付議要求するよう求めるものとする。

2 検討した事案について主管する事業部が定まっていないときは、前項に規定する付議要求は、財産管理担当部長が行うものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、政策経営部施設経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(低未利用区有施設等検討会設置要綱の廃止)

2 低未利用区有施設等検討会設置要綱（平成29年5月1日29千政施経発第90号）は、廃止する。

附 則（令和2年4月1日2千政施経発第73号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日5千政施経発第551号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日7千政施経発第15号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日7千政施経発第1073号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

役職	名簿
委員長	副区長
副委員長	財産管理担当部長（委員長職務代理者）
副委員長	教育長
委員	各部の長（財産管理担当部長を除く。）
委員	各部の担当部長（財産管理担当部長を除く。）
委員	政策経営部総務課長
委員	同部企画課長
委員	同部企画調整担当課長
委員	同部財政課長
委員	同部施設経営課長
委員	同部財産管理担当課長